

公布された規則のあらまし

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第 57 号）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年佐賀県条例第 5 号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和 2 年 10 月 1 日とすることとした。